

岩手県告示第 768 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人友愛会	盛岡市永井 12 地割 10 番地	デイサービスゆうあいの里	盛岡市猪去上猪去 1 番地 1	平成 19 年 10 月 13 日

2 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人友愛会	盛岡市永井 12 地割 10 番地	通所リハビリテーション ゆうあいの里	盛岡市猪去上猪去 1 番地 1	平成 19 年 10 月 11 日

3 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人敬愛会	紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 地割 100 番	悠和荘短期入所生活介護事業	紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 地割 2 番地 312	平成 19 年 8 月 23 日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社クローバー	盛岡市新田町 6 番 6 号 クレール S301 号	よつばケアセンター	盛岡市新田町 6 番 6 号 クレール S301 号	平成 19 年 10 月 21 日
医療法人久遠会	盛岡市本宮二丁目 19 番 2 号	銀楊居宅介護支援事業所	盛岡市本宮二丁目 19 番 2 号	平成 19 年 7 月 1 日

5 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人友愛会	盛岡市永井 12 地割 10 番地	デイサービスゆうあいの里	盛岡市猪去上猪去 1 番地 1	平成 19 年 10 月 13 日

6 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人友愛会	盛岡市永井 12 地割 10 番地	通所リハビリテーション ゆうあいの里	盛岡市猪去上猪去 1 番地 1	平成 19 年 10 月 11 日